

# 令和3年春の農作業安全確認運動について (情報提供)

農林水産省北海道農政事務所 生産經營産業部生産支援課  
課長

筒浦 良昌 氏

## 農作業事故死亡者数の割合 は全産業の13倍

全国の「令和3年春の農作業安全確認運動推進会議」で説明されたポイントについて紹介します。

全国の農作業事故死亡者数は、10年前の平成21年までは年間400人前後で推移し、21年から30年までは減少傾向になっていました。しかし、令和元年の死亡者数は281人と前年に比べ7人増えています。死亡者数の年齢別割合は65歳以上が88%と高く、10年前の平成21年の割合は79%であつたことから、年々増加傾向にあり、元年は調査開始

以降最大となっています。就業人口10万人当たりの死亡者は数は(元年が)16・7人と高く、これも調査開始以後、高い水準(平成29年と同率)になっています。また、他の産業と比較すると、農業は建設業の3倍、全産業の13倍となっており、その差は年々拡大傾向にあります。

## 安全フレームの装備、シートベルト・ヘルメットの着用を

農作業死亡事故の要因は、

元年の死亡者の総数(281

人)のうち、農業機械作業による事故が184人で全体の65・5%を占めており、農業機械作業の安全対策の強化が必要となっています。

北海道における農作業事故による死亡者数は19人であり、うち農業機械作業によるものが17人と90%を占め、府県と比べて農業機械作業による死亡が高い割合となっています。

全国の交通事故の発生状況を見ると、わが国の社会全体が高齢化している中で、交通事故死亡者数は、近年、大幅な減少を実現しています。ま

た、人口10万人当たりの高齢者(65歳以上)の死亡者数の推移は、22年の8・58人から令和2年の4・45人と減少しています。また、他の産業と比較すると、農業は建設業の3倍、全産業の13倍となっており、その差は年々拡大傾向にあります。

要因は、機械の転落・転倒が約70%を占めています。機械施設以外の作業による事故では、熱中症が29人であり、調査開始以後2番目に多い水準になっています。近年、気温が上昇している中で、熱中症への対策の強化が必要になっています。

農業機械作業による死亡事故が最も多くなっています。乗用型トラクターによる死亡事故の割合が最も多くなっています。乗用型トラクターによる死亡事故の割合が最も多くなっています。乗用型

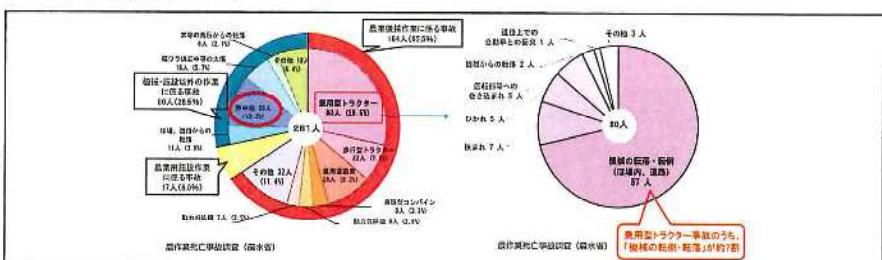
## 特集 なくそう農作業事故

図1 農作業事故死者数の推移



出典：農林水産省Webサイト([https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/undo.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html))

図2 要因別の死亡事故発生状況（令和元年 左）と乗用型トラクター事故による死亡の要因（令和元年 右）



出典：農林水産省Webサイト([https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/undo.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html))

複数の媒体を活用して、毎月、現場への注意喚起に活用しています。

農研機構農業技術革新工学  
研究センターでは事故情報など  
を基に、地域の指導者など  
が農業者とコミュニケーションを図りながら、リスクに

た農作業事故情報の収集・報告の取組みを強化することとし、これまでの随時報告を、毎月の報告に変更しました。昨年の報告件数は3年1月現在で326件となり、前年に比べて倍増しています。この情報は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）農業技術革新工学研究センターで分析され、MAFFアプリなど

年後の令和4年には105人に半減させることとしており、農業機械による死亡者数16人を8人に半減させることになります。農業従事者がお亡くなりになる人数を減

らすためにも、農作業安全運動のさらなる取組みが求められます。

ムの追加装備や、安全フレームを装備していないトラクターの下取りなどに取り組んでいただきました。また、農林水産省では農作業機械安全性向上対策強化委託事業により、安全フレームの無装備トラクターの利用状況の調査をしています。さらに、農作業

高齢者事故を減らすために  
YouTubeで公開

事故防止を啓発するポスターのコンクールを実施し、苦前町の畜産農家の方が応募された案が農林水産大臣賞を受賞し、全国に配布しました。

\*1 MAFFアプリ：農林水産省から農業に携わる方々に役立つ情報を届けるスマホ用アプリ

合った対策を自ら選択していくことで、現実的な対応を行うことができる指導ツールを作成しました。昨年5月から同センターのホームページで公開し、普及に努めています。例えば、「農家が使用している機械ごとにヒヤリハッタ体験」のアンケートを実施し、その結果を踏まえて「取り組める対策リスト」を作成し、農業者の方々がコミュニケーションを重ね、農業者が自ら選定したリストを「私たちの安全宣言」として作業場に掲示してもらっています。

(一社)日本農業機械化協会の取組みですが、高齢者事故が多発していることを踏まえ、農林水産省の補助事業を活用して映像指導ツールを作成し、昨年6月からYouTubeで公開しています。研修会などで農業者が映像を見ながら、指導者が模範的な点、危険な点を解説することができます。

令和3年の農作業安全確認運動のテーマは昨年と同じく、「見直そう！農業機械作業の安全対策」として、引き続き農業機械のシートベルト・ヘルメットの着用の徹底、作業機を付けた状態で公道を走行する際の灯火器具類の設置について集中的に働き掛けることとしています。死亡事故などに関わるデータを、分かりやすいパンフレットにして、現場への周知を予定しています。

図3 ポスター、ステッカーの作成・配布



出典：農林水産省Webサイト ([https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/undo.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html))

## 令和3年農作業安全確認運動の方針

図4 (一社)日本農業機械化協会が作成した指導ツール。画像は令和2年6月よりYouTubeで公開されている



出典：農林水産省Webサイト ([https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/undo.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/undo.html))

# 特集 なくそう農作業事故

※2 MAFFアプリに「熱中症警戒アラート」の通知機能を追加しました。<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/210520.html>

制の構築に向けて、農作業安全指導員の育成を図ることとしています。3年度予算において、各道県50人規模の農業安全指導員を育成していく計画です。この農作業安全指導員は、JAの営農指導員や農業機械メーカーの農業機械士、普及指導員などを想定しています。

近年、農作業中の熱中症による死亡事故が多発しています。熱中症リスクのある地域に注意喚起を行うことができると、MAFFアプリを活用して熱中症警戒アラート（本年5月に運用開始）の利用の促進を図ることとしています。ダウンロードは無料なので、スマートフォンなどにダウンロードをしていただければと思います。

農林水産省では2年度に有識者会議でのご議論を経て、安全のために日々留意すべき事項と実行すべき事項を整理した、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を作成しました。農業者や農業者団体の現場における具体的な作業安全のための規範

的な作業安全行動を喚起するため、この規範やGAPの周知・実践を働き掛けることとしています。規範の参考例を図5に示していますので、参考にしてください。

**農業機械作業事故死亡者数を半減させる**

最後に北海道農政事務所からのお願いです。農林水産省は農業機械作業の事故死亡者が平成29年と比べて、5年後の令和4年には半減させるという高い目標を掲げています。農作業安全運動推進本部を中心に、行政、農業団体、農研機構、農業機械メーカーなどが一体となつて運動を開催していますが、北海道の死亡事故が減少していないのが現状です。農業者数が減少しているにもかかわらず、若干増加しているように見受けられます。

農作業事故を減少させるためには、農業者一人一人に全産業の中で危険な仕事をしていることの自覚と、農作業安全への意識を持つていただきま

図5 農林水産業・食品産業の作業安全のための模範（農業者向け・解説書）の例

個別規範の例

1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

解説書における解説

【取組の必要性等】  
機械や刃物等の不具合が発生すると、事故につながります。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが必要です。

【具体的な取組内容等】  
機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めていわゆる始業点検を行い、異常がある場合には、調整又は修理をする等の必要な措置を行いましょう。法令上義務となっている事項がある場合は、確実に実施しましょう。  
刃物については、使用しないときにはカバーをし、柄から刃部が抜けないよう、がたつきを点検しましょう。  
また、機械の掃除や修理を行う場合には、原則機械を停止させましょう。

(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合)  
事業者は、フォークリフト等について、定期的に自主検査を有資格者により行い、その結果を記録することが義務付けられています(労働安全衛生法第45条第2項、労働安全衛生法施行令第15条第2項に基づく特定自主検査)。

また、事業者は、これらについて、その日の作業を開始する前に制動装置等の点検を行うことが義務付けられています(労働安全衛生規則第151条の25等)。  
さらに、事業者は、機械(刃部を除く)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合や、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、原則として機械の運転を停止することが義務付けられています(労働安全衛生規則第107条第108条)。

・取組の必要性、具体的な取組内容を記載。  
・その他、注意すべき点を例示。  
(この場合、清掃・修理時の機械停止等)

・取組の参考として、労働者を使用する事業者の場合に適用される法令上の主な義務等について記載。

ことが重要であると考えています。農作業事故が減少するよう、ご家族も巻き込んだ周知活動、農機具展示場などの

さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(編集部／竹津 明)

出典：農林水産省Webサイト([https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaku/anzen/undo.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaku/anzen/undo.html))